契約締結前の公表

役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第１項第３号の規定による随意契約を行うので、水戸市財務規則（平成７年水戸市規則第16号）第129条の２第１項第２号の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和８年11月16日

水戸市上下水道事業管理者　園部　孝雄

１　随意契約の内容

(1) 業務名　　印刷浄書及び製本業務委託

(2) 業務内容　　印刷浄書及び製本業務全般

(3) 委託期間　　契約日の翌日から令和９年３月31日まで

(4) 発注課　　水道総務課

２　契約の相手方の決定方法及び選定基準

(1) 決定方法

選定基準を満たす者から徴取した見積額が水戸市財務規則第131条に基づき定められた予定価格の範囲内であるとき、契約の相手方として決定する。

(2) 選定基準

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第５条第11項に規定する障害者支援施設であるとともに、実績等を勘案して上記業務確実に遂行できると認める者であること。

３　申請方法

(1) 見積書の提出期限　　令和８年11月24日（火）

(2) 見積書提出先　　水道総務課